

越前町立朝日小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

はじめに

本校は、教育目標「あかるい子 あたたかい子 あくまでがんばる子の育成」のもと、学習者主体の学びを進め、児童主導の児童会活動や異学年交流を進めることで、魅力ある学校を目指しています。その土台として、多様な存在を尊重しあたたかくつながり合う態度を育成することを大切にしています。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本校が安心・安全な学校であるためには、「いじめは絶対に許されない」ことを児童が十分理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、相互に人権を尊重し合う社会を実現するため、児童が自分を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって挑戦する教育を重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、「どんなことがあってもいじめを行わないこと」、「いじめを認識しながら放置しないこと」、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」について、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条より）を指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「多様な存在を尊重し、思いやりの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○道徳教育の推進

「特別な教科道徳」の時間だけではなく、教育活動全般において、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心、認め合う心、感謝の心を育てます。

○ポジティブ教育の推進

ポジティブ教育を通して、児童一人ひとりの「自己存在感の感受」、「自己決定の場の提供」、「共感的な人間関係」と、「安全・安心な学級風土の醸成」を育みます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、多様性を互いに尊重し、認め合うことができる態度を育てます。

○縦割り班活動、異学年交流の充実

学校行事や児童会活動、清掃活動などにおいて縦割り班活動を活用するとともに、異学年による学習交流を促進することを通して、思いやりや助け合いの心、感謝の心を育成します。

(2) 学校評価への位置づけ

○本年度目標「多様な存在を尊重しつながり合う」

- ・「みんなで何かをするのが楽しいと答える児童の割合を80%以上にします。
- ・温かい気持ちで接することができたと答える児童の割合を80%以上にします。

○具体的方策

- ・あいさつ、温かなことば遣い、清掃、安全な行動などに心がけさせることを通して、清々しい環境を自分たちでつくろうとする態度を養います。
- ・縦割り班活動や異学年による学び合い、児童主導のプロジェクトの機会を保障し、児童の思いを引き出し、実現させようとチャレンジする取り組みを支援します。
- ・インクルーシブ教育を推進し、すべての児童が多様性を受け入れる姿勢や他者への配慮を学ぶことができるよう工夫します。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。また、全教員で「生徒指導提要」第4章を読み込む機会を設け、教員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図ります。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○授業改善

個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた授業研究を行います。また、地域の人々とともに創る探究的な学びを展開します。これらを通して、児童の好奇心・探究力を高めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）について、児童が危険性や注意点を考える機会を設けます。また、家庭毎のメディア利用のルール作りを促します。

○特に配慮の必要が必要な児童への支援

発達障害を含む、障害のある児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○複数の教員による観察

チーム担任制、教員間の連携により、多角的・多面的に児童を観察します。

○積極的ないじめの認知

児童のわずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○調査の実施

年間3回、児童、および保護者へのいじめ実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

年間3回、学年スタッフによる個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、相談ボックスを校内に2か所設置し、SCに気軽に相談できる環境をつくります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、対応方針を決定し、役割を決めて組織的に対応して被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○被害・加害児童の保護者への対応

情報をしっかりと把握したうえで、被害児童の保護者と面談し、学校の対応方針を説明します。加害児童の保護者に対しては、事実を正確に伝えるとともに、今後の児童との関り方などについて共通理解を図ります。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員） 全教員

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「生徒指導提要」の読み込みによる、いじめ防止と対策に係る共通理解
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

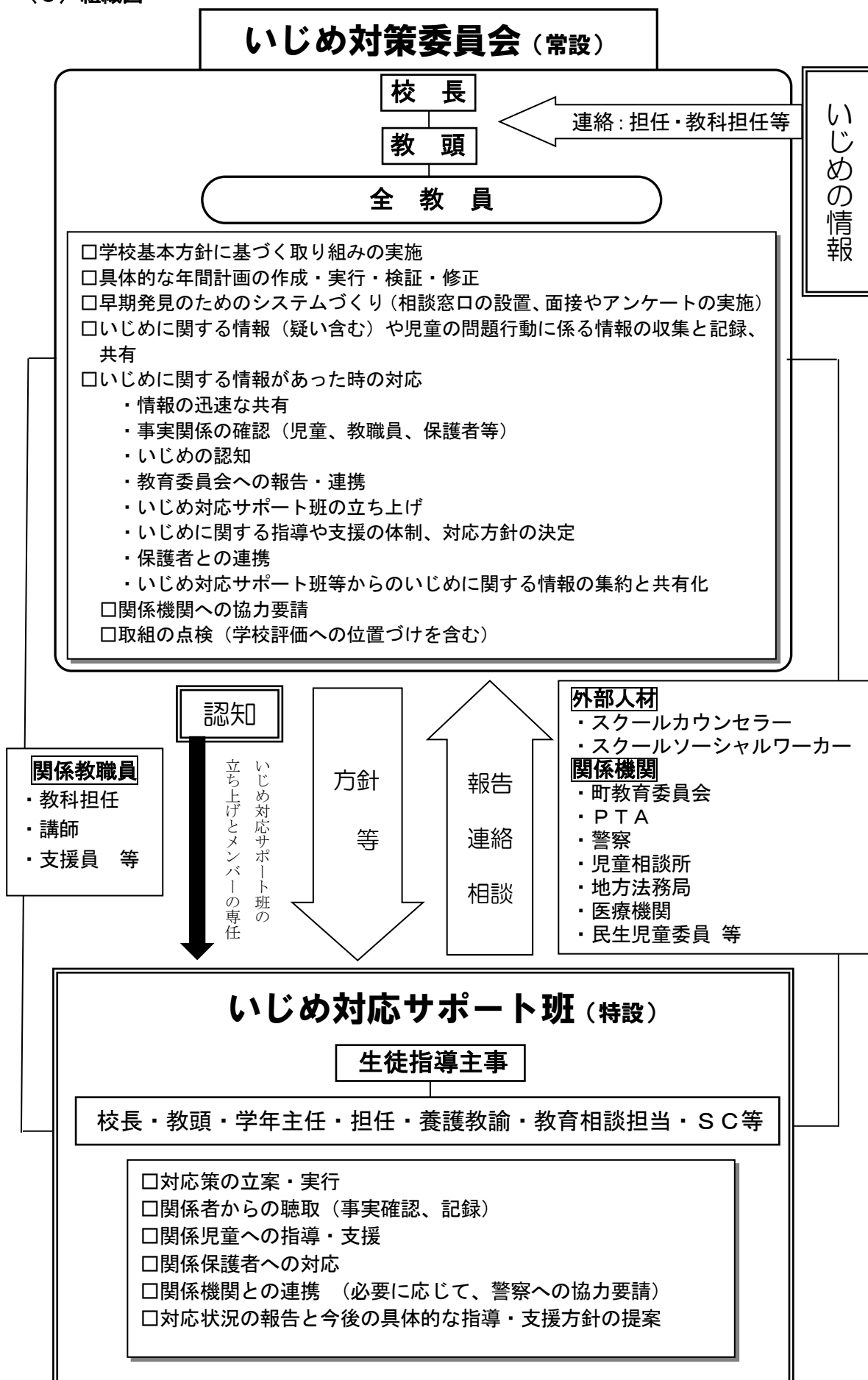
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的ないじめ調査や個人面談の計画
- ・記録の保存（保存期間：5年）
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

（２）いじめ対応サポート班

いじめ事案に対する対応策を協議するため、いじめ事案発覚後すぐに「いじめ対応サポート班」を特設し、次の活動を行います。

- | | |
|-------|---|
| （構成員） | 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等 |
| （活 動） | <ul style="list-style-type: none"> ・当該いじめ事案の対応方針の決定 ・関係者からの聴取等による情報収集、記録 ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談 ・被害児童やその保護者への継続的な支援 ・加害児童への指導やその保護者への説明 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携 |

(3) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・共通理解 ・基本方針の確認 ・年間計画の策定 ↓ 職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ↓ 学校説明会・学校HP ・基本方針の公表	ポジティブ教育の実践					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	学年・学級目標を考えよう(学活)					
5月	校内研修 ・授業研究 ・居場所づくり、絆づくりを意識した授業づくり	地域との交流活動 ・田植え		クラブ活動 ・リーダー育成		インクルーシブ教育	
	いじめ対策委員会 ・心の天気調べや児童の実態調査などから、定期的に状況把握	ポジティブ教育の実践					
	家庭・地域・学校協議会	マラソン大会 ・ピアサポート					
		遠足 ・絆づくり ・自主的な計画 ・学年リーダー育成		宿泊研修 ・自主的計画運営 ・ピアサポート			
6月	校内研修 ・ICT機器の活用						修学旅行 ・主体的計画運営 ・ピアサポート
	授業研究会 ・授業公開 ・研究協議会	ふるさと学習（生活科、総合的な学習の時間） ・地域のよさを発見し、地域とのつながりを感じる					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	縦割り班交流活動あさひっ子タイム					
		1学期いじめ調査、教育相談の実施					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	保護者会 ・情報交換 ・意見収集	アンケート調査(中間学校評価)					
		ポジティブ教育の授業実践					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	縦割り班交流活動あさひっ子タイム					
	中間学校評価アンケート 分析 ・未然防止に生かす					ひまわり教室 ・夏休み前非行防止 ・ネットモラル	
	アセス実施						
		地域との 交流活動 ・祭りへの 参加					
8 月	いじめ対策委員会 ・中間学校評価アンケート からの振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	読書の推奨					
		家庭所在地確認・子どもや地域の状況把握					
	いじめに関する校内研修 ・1学期の反省 ・2学期の具体的取組 ・教員の意識点検 1学期の授業実践紹介						
	家庭・地域・学校協議会						
9 月	情報発信 ・中間学校評価の結果 ・2学期の具体的取組 ↓ 学校だより・HPで発信	ポジティブ教育の授業実践					
		縦割り班交流活動あさひっ子タイム					
	校内研修 ・ポジティブ教育 ・道徳、人権教育	ふるさと学習(生活科、総合的な学習の時間) ・地域のよさを発見し、地域とのつながりを感じる ・地域のためにできることを考える					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握			地域との 交流活動 ・稲刈り	福祉活動 ・各種体 験活動		

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	校内研修 ・授業研究 ・居場所づくり、絆づくりを意識した授業づくり	体育大会 ・ピア・サポート活動 ・リーダー育成 ・縦割り班での競技、応援練習（絆づくり）					
	授業研究会 ・授業公開 ・研究協議会	福祉活動 ・各種体験活動					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	ふるさと学習（生活科、総合的な学習の時間） ・地域のよさを発見し、地域とのつながりを感じる ・地域のためにできることを考える					
11月		縦割り班交流活動あさひっ子タイム					
		2学期いじめ調査、教育相談の実施					
		ポジティブ教育の授業実践					
11月		ふるさと学習（生活科、総合的な学習の時間） ・地域のよさを発見し、地域とのつながりを感じる ・地域のためにできることを考える					
	保護者会 ・情報交換 ・意見収集	福祉活動 ・施設訪問、交流				インクルーシブ教育	
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	縦割り班交流活動あさひっ子タイム					
12月		アンケート調査（年間学校評価）					
	校内研修 ・道徳・学活の授業公開	人権週間・人権集会 ・いじめ撲滅や人権に関わる道徳の実施 ・学級活動において、人権に関する話し合い活動を実施					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	ふるさと学習（生活科、総合的な学習の時間） ・探究の過程と成果の発表 ・地域の方々との意見交流 ・新たな課題の設定					
12月	年間学校評価アンケート分析 ・1学期末との比較	1、2年交流会 ・おもちゃランド					
		縦割り班交流活動あさひっ子タイム					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ対策委員会 ・年間学校評価アンケート等をもとに振り返り ・3学期・新年度に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	ポジティブ教育の授業実践					
	情報発信 ・年間学校評価の結果 ・3学期の具体的取組 ↓ 学校だより・HPで発信	縦割り班交流活動あさひっ子タイム					
	家庭・地域・学校協議会	新入生交流会 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流					中学校体験入学 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流
2 月	家庭・地域・学校協議会	3学期いじめ調査、教育相談の実施					
	校内研修 ・2学期の実践紹介 ・今年度の課題と成果 ・次年度に向けて	縦割り班交流活動あさひっ子タイム					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	縦割り班交流活動あさひっ子タイム					
3 月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画改善 ↓ 職員会議 ・課題確認 ・具体的取り組み計画の確認					ALC ・異校種生との探究学習の交流	
	情報発信 ・年間学校評価	卒業式 ・感謝の心や絆づくり ・進級に向けての自覚					
						校内奉仕作業	